

# 林野庁 平成26年度当初予算及び

## 平成25年度補正予算等

平成26年度当初予算の政府案が12月24日に、平成25年度補正予算の政府案が12月12日に、それぞれ閣議決定されました。その中から、主な施策をご紹介します。

事業の詳細については、林野庁ホームページ(<http://www.rinya.naff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/index.html>)をご覧ください。

### 平成26年度当初予算

平成26年度の林野庁関係の概算決定額は、約2,916億円で、対前年比0.6%の増となっています。平成26年度の主要事項は次のとおりです。

1 地域材利活用倍増戦略プロジェクト  
14億円

新たな地域材需要の開拓や公共建築物等の各分野での木材利用を拡大

平成26年度 林野庁関係予算概算決定の概要

1. 総括表 平成25年12月

項目	平成25年度当初予算額	平成26年度概算決定額	対前年度比
公共事業費	189,616	191,267	100.9%
一般公共事業費	179,642	181,293	100.9%
治山事業費	61,144	61,570	100.7%
森林整備事業費	118,498	119,723	101.0%
災害復旧等事業費	9,974	9,974	100.0%
非公共事業費	100,324	100,328	100.0%
総計	289,940	291,595	100.6%

(注)1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金に、林野関係公共事業を措置している。  
2 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

2. 東日本大震災からの復旧・復興対策(東日本大震災復興特別会計上)

項目	平成25年度当初予算額	平成26年度概算決定額	対前年度比
公共事業費	39,037	57,663	147.7%
非公共事業費	5,975	10,723	179.5%
合計	45,012	68,386	151.9%

するとともに、地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を図ります。

1. CLT(直交集成板)等新たな製品・技術の開発

(1) 中高層建築物等に係る技術開発等の促進

国土交通省との緊密な連携の下、中高層建築物での利用が期待できるCLT(直交集成板)を建築材料として

(2) 木材を利用した建築物の建設に携わる担い手の育成

中高層建築物への木材利用を促進するため、中高層建築物の建設に携わる設計者、施工者、部材供給者等の担い手の育成を支援します。

(3) 木材を利用した建築物の建設に携わる担い手の育成

中高層建築物への木材利用を促進するため、中高層建築物の建設に携わる設計者、施工者、部材供給者等の担い手の育成を支援します。

2. 地域材利活用促進

(1) 公共建築物等の木造化等の促進

公共建築物の木造化・内装木質化に向けた設計段階からの技術支援等を行います。

(2) 新規分野における木材利用の促進

工作物・土木分野等における全国的な実証・働きかけ・ワークショップ等を通じた木材利活用促進の

取組を支援します。

(3) 木質バイオマスの利用拡大

未利用間伐材等の木質バイオマスの利用拡大に向けたサポート体制の構築、加工・利用システムの開発等を支援します。

(4) 日本の森林づくり・木づかい国民運動の総合的普及啓発

木材の利用促進や森林づくりに対する国民の理解を醸成するための普及・啓発活動や、NPO等による木づかい、木育、森林づくりなど木材・森林・林業を身近に感じさせるための取組を支援します。

(5) 海外での地域材利用や合法木材の普及の促進

海外での地域材の品質等の実証・他業種の事業者と連携した販売活動を行うネットワークの構築、合法木材の国内での普及・実態調査などを通じた地域材の差別化・信頼性向上の取組を支援します。

3. 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築

民有林の森林所有者等と国有林が広域に連携する協議会をモデル的に設置し、山側が一体となることによる供給可能量の拡大、所有者等と大型製材工場等の協定取引、原木の共通規格による仕分けの実施等を含めた構想の作成に必要な経費等を支援します。

また、山元と地域に根付いた製材工場、工務店、消費者等の連携による地域循環型の構想の作成等を支援します。

2 森林・林業再生基盤づくり交付金 22億円

森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械の導入や木造公共建築物の整備等を支援します。

1. 木材利用の拡大

木造公共建築物や木質バイオマスの供給・利用を促進する施設など木材利用の拡大に資する施設の整備を支援します。

2. 木材製品の安定的な供給

価格・量・品質面において安定的・効率的な供給ができるサプライチェーンを構築するため、木材加工流通施設等の整備を支援します。

3. 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築

民有林と国有林の連携を盛り込むなどした広域流通型の構想や、山元と地域に根付いた加工工場等の連携による地域循環型の構想の実現に必要なストックヤードなどの流通施設等の整備を支援します。

4. 林業再生に必要な条件整備

円滑な森林整備・林業生産コストの低減を図るため、高性能林業機械の導入や、林業の担い手となる人材の労働安全指導等を支援します。また、山村地域の経済振興に重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備等を支援します。

5. 森林の公益的機能の発揮等

森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくため、森林環境教育や林業体験学習の場となる森林フィールドの整備、森林病虫害や野生鳥獣による森林被害及び林野火災の防止等による森林資源の保護、山地災害に対する地域の防災体制の強化等

を支援します。

### 3 森林・林業人材育成対策 66億円

- ・「緑の雇用」事業を通じて新規就業者の確保・育成等を支援します。
- ・森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材を育成します。

#### 1. 「緑の新規就業」総合支援事業

- (1) 緑の青年就業準備給付金事業  
林業への就業に向け、林業大学校等において必要な知識の習得等を行い、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。
- (2) 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

- (ア) 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ
- (イ) 林業機械・作業システム高度化技能者育成

#### 2. 森林づくり主導人材育成対策

- (1) 森林総合監理士等育成対策事業  
森林総合監理士の候補となる若手技術者の育成を図るため、研修の実施及びカリキュラムの改善を行うとともに、研修への参加等を支援します。また、技術者の育成に向けて調査・検証し、体系的な人材育成のあり方を検討します。
- (2) 森林施業プランナー実践力向上対策事業

施業集約化・森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナーの実践力を向上させるための研修、林業事業体の実践体制の評価、森林施業プランナーの認定制度の普及等を主体的に取り組む林業事業体を支援します。

### 4 持続的な森林・林業経営対策 12億円

持続的な森林・林業経営の実現に向け、次世代架線系林業機械の開発、特用林産物の生産振興対策、林業者等の資金調達への円滑化等を推進します。

#### 1. 次世代架線系林業機械開発等生産性向上事業

- (1) 次世代架線系高性能林業機械等開発推進事業  
―T技術等を活用し、安全性と省エネルギー性などに優れ、急傾斜地等における効率的な作業システムに対応した林業機械の開発を行います。
- (2) 低コスト造林技術実証・導入促進事業  
伐採と地植えの一体化による低コスト化造林技術の実証を通じて、作業効率やコスト等のデータ収集・分析を行うとともに、技術の全国的な導入を促進します。

#### 2. 特用林産物振興・新需要創出事業

- (1) 安全なきのご原木安定供給体制構築支援  
きのご原木等の安定供給体制構築に向けた、原木需給情報の収集・分析、コーディネートによるマッチング等を支援します。
- (2) 新需要創出目別支援  
竹材、薬草類など目別に異なる課題に対応した流通構造の改善に向けた取組を支援します。

#### 3. 林業金融対策

- (1) 利子助成による地域材利用の促進

地域材利用を促進するため、林業の経営改善や木材の生産・加工・流通の合理化に取り組み意欲ある林業者等に対し、最大2%の利子助成を行います。

- (2) 無利子資金による森林整備の推進  
森林整備を推進するため、施業規模を集積させた林業者に対し、有利子の日本政策金融公庫資金等と無利子資金(森林整備活性化資金)を併せて貸し付けることにより、金利負担を軽減します。
- (3) 無利子資金による林業・木材産業の経営の改善  
林業者・木材産業者等の先駆的取組による経営改善を支援するため、都道府県を通じて無利子資金の貸付を行います。
- (4) 木材加工設備導入利子助成支援事業  
木材製品の高付加価値化や経営の多角化を図るための設備導入とそれに伴う施設・設備廃棄等に必要資金の借入に対する利子助成を行います。
- (5) 信用保証の基盤強化と林業・木材産業の合理化の推進
- (イ) 林業信用保証の基盤強化
- (イ) 低利運転資金による林業・木材産業の合理化の推進

### 5 森林・山村多面的機能発揮総合対策 32億円

森林の有する多面的機能の発揮に向け、山村における地域活動に対する支援を充実、強化します。

#### 1. 森林・山村多面的機能発揮対策

- (1) 森林・山村多面的機能発揮対策

交付金

里山林の景観保全などの日常的な管理活動、森林資源を活用する活動、森林を活用した環境教育・研修活動など、地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う、以下の取組を支援します。

- ① 地域環境保全タイプ、② 森林資源利用タイプ、③ 森林空間利用タイプ、④ 機材及び資材の整備

(2) 森林・山村多面的機能対策評価検証事業

森林・山村多面的機能発揮対策による活動の成果について、評価及び検証を実施します。

#### 2. 森林整備地域活動支援交付金

- (1) 森林経営計画の作成に必要な地域活動への支援  
森林経営計画の作成に必要な森林情報の収集(不在村森林所有者情報の取得、現地確認等)や合意形成活動、GPSを活用した境界の確認等に対して支援します。
- (2) 森林施業の集約化に必要なとなる

## 森林・林業再生基盤づくり交付金 【22億円】

森林・林業分野において、「攻めの農林水産業」の展開に対応するために必要な施設・機械の整備等を支援します。



地域活動への支援

- 森林経営計画に基づき実施する集約化施策に必要な森林調査、境界の確認、森林所有者の合意形成活動等の活動に対して支援します。
- 森林経営計画作成・施策集約化の条件整備への支援

森林経営計画の作成や施策集約化に必要な既存路網の簡易な改良等に対して支援します。

### 3. 民有林・国有林が連携した境界明確化対策

国有林においても、民有林の集約化施策等を積極的に支援するため、国有林と隣接する民有林の境界明確化を推進します。

### 6 森林病害虫等の森林被害対策 12億円

森林病害虫や野生鳥獣等による森林被害対策をはじめ、多様で健全な森林環境の保全のための施策を推進します。

#### 1. 森林病害虫等被害対策事業

##### (1) 森林害虫駆除事業委託

東北地方における松くい虫被害の拡大の未然防止、佐渡におけるトキの営巣木の保全を図るため、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等や、薬剤防除自然環境等影響調査を実施します。また、ナラ枯れ被害防除技術の確立に資するよう被害対策の効果調査を実施します。

##### (2) 森林病害虫等防除損失補償金

農林水産大臣の命令を受けて伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置

を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償します。

- (3) 森林病害虫等防除事業費補助金
- (ア) 被害拡大地域対策事業(松くい虫防除)
- (イ) 環境に配慮した松林保全対策事業

#### 2. 森林鳥獣被害対策技術高度化実証事業

新たに鳥獣被害の防止に向けて、モデル地域を設定し、地域の農林業関係者等と連携を図りながら、シャープシューティング等様々な技術を効果的に組み合わせ新たな対策の実証を行います。

また、新たな対策の実証に先立ち必要となる植生被害調査等を実施します。

#### 3. 森林環境保全総合対策事業

(1) 世界遺産の森林生態系保全管理の推進

我が国の世界自然遺産及びその候補地において、森林生態系の保全管理に必要な調査等を実施します。特に、「小笠原諸島」において、兄島へのグリーンアノールの侵入を受け、低密度管理・根絶に向けた対策を検証する上で必要な種間相互作用の把握・変化予測等のための調査を新たに実施します。

(2) スギ・ヒノキ花粉の飛散予測等の推進

スギの花粉飛散量予測の精度向上を図るためのスギ雄花着花状況調査を実施します。また、ヒノキ花粉発生量の推定のための実証調査を実施します。

(3) 森林再生に向けた優良種苗供給

の促進

抵抗性の強いマツ等優良種苗の生産や広葉樹の種苗生産・流通の取組等を実施するとともに、造林木の生育環境への適応性の評価を実施します。

### 7 森林整備事業・治山事業(公共) 1,813億円

・ 施策集約化、路網整備等の取組を推進するほか、森林吸収量の確保に向けた条件不利地等における間伐や低コスト造林を推進します。

・ 事前防災・減災の観点から山地防災力の強化等に向けた総合的な治山対策による「緑の国土強靱化」を推進します。

#### 1. 森林整備事業

(1) 施策の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します(保育間伐)を新設するとともに、切捨間伐の助成対象を見直し、対象年齢を現行の5歳級から7歳級に引き上げ)。

また、現場の実態に即して必要な施策を推進できるよう、森林経営計画制度の見直しを進めます。

(2) 所有者の自助努力によっては適正な整備ができない条件不利地等を対象として、公的主体による間伐等の森林整備を支援するとともに、鳥獣被害対策を推進します。

(3) 地球温暖化防止のため、地域の実態に即して間伐や路網整備等を行えるよう、現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を実施します。

#### 2. 治山事業

(1) 山地防災力の強化

荒廃山地の復旧整備や水土保持機能が低下した森林の整備を一体的に実施するとともに、山地災害から避難経路の保全を図り、集落の孤立化を防止するなど、山地防災力の強化に向けた取組を推進します。

また、崩壊危険箇所の把握等の脆弱性評価を行い、効果的な治山計画の作成を図ります。

(2) 津波に強い海岸防災林の整備  
南海トラフ巨大地震等により発生が想定される津波に対する多重防壁の一つとして「粘り強い海岸防災林」の整備を推進します。

### 8 苗木安定供給推進事業 0.8億円

花粉発生源対策や地球温暖化防止等に資する森林整備、被災した海岸

防災林等の森林の再生に必要な優良種苗の安定供給に向けた取組を推進します。

1. ミニチュア採種園等の整備  
花粉症対策品種や成長に優れた品種の苗木の生産を目的としたミニチュア採種園等の造成・改良を支援します。

2. 苗木生産経営安定化対策  
花粉症対策品種等優れた特性を有する品種の苗木の安定供給を図るために行う出荷調整等に対し助成金を交付します。

3. 種苗生産施設の体制整備  
被災した海岸防災林等の森林の再生等に必要苗木に加え、花粉症対策品種や成長に優れた品種等、新品種の苗木の生産拡大に向けた育苗機械や種苗生産施設等の整備を支援します。

## 平成25年度補正予算

平成25年度の補正予算案は、約1,294億円で、主要事項は次のとおりです。

なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動減等を回避するため、木造住宅の建築や木材製品の購入等にポイントを付与する木材利用ポイント事業を引き続き実施します。

#### 1 強い林業・木材産業構築対策 545億円

消費税率引上げに伴う木材需要の

平成25年度 林野庁関係補正予算の概要

平成25年12月

新たな経済対策 1,294億円

(単位：百万円)

項目	補正追加額		計
	非公共	公共	
強い林業・木材産業構築対策	54,485		54,485
森林整備加速化・林業再生事業	53,945		53,945
広域流通体制確立対策(広域流通構想作成)	37		37
施策集約化に必要な森林調査等	502		502
地域材利活用促進支援対策	15,541		15,541
木材利用ポイント事業	15,000		15,000
C L T等新製品・新技術利用促進事業	541		541
林業人材育成対策事業	281		281
「緑の雇用」現場技能者育成対策事業	281		281
森林整備事業・治山事業		43,890	43,890
森林整備事業		27,393	27,393
治山事業		16,497	16,497
山林施設災害復旧等事業		15,239	15,239
計	70,307	59,129	129,436

(参考)

- 1 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。
- 2 上記のほかに、事業を円滑に実施するため、国庫債務負担行為(ゼロ国債)を補正計上。  
(治山事業 228億円(事業費))

復興特別会計 94 億円

(復興特別会計計上) (単位：百万円)

項目	補正追加額		計
	非公共	公共	
森林整備事業		1,983	1,983
治山事業		1,932	1,932
特用林産施設体制整備事業	50		50
山林施設災害復旧事業		5,388	5,388
計	50	9,303	9,353

与を通じて地域材の需要を喚起する取組や、中高層建築物での利用が期待できるC L T等の開発・普及を加速化させるための取組を支援します。

3 林業人材育成対策事業

2. 8億円

林業分野における雇用の拡大を図るため、「緑の雇用」事業の一環として、事業者と林業就業希望者との林業就業へのマッチング等を支援します。

4 森林整備事業・治山事業(共)

43.9億円

林業の成長産業化に資する間伐、路網整備等を推進するとともに、森林の荒廃を防ぎ、国土保全等の公益的機能を発揮するため、荒廃山地の

復旧整備等の国土強靱化対策を実施します。

5 森林整備事業・治山事業(共)「復旧・復興対策」39億円

間伐等の実施により、東日本大震災の被災地等における「災害に強い森林づくり」を進めます。  
・ 東日本大震災で被災した海岸防  
災林の復旧・再生や山腹崩壊地等の復旧整備を通じ、地域の安全・安心を確保します。

6 特用林産施設体制整備事業

「復旧・復興対策」0.5億円

特用林産施設整備や放射性物質の被害防止対策等により、特用林産物の生産の経営基盤の強化や就業機会を確保し、被災地の復興を図ります。

# 平成26年度 林野庁関係 税制改正予定事項

平成26年度の税制改正要望については、12月12日に与党の「平成26年度税制改正大綱」が決定され、与党の税制改正大綱の第二に盛り込まれた内容について、政府は12月24日に「平成26年度税制改正の大綱」として閣議決定しました。

政府の大綱に盛り込まれた林野庁関係税制の主な改正予定事項は次のとおりです。

- 森林経営計画制度の見直しに伴い、見直し後の認定基準により認定を受けた計画についても、森林計画特別控除等の従前の措置の對象とする。【所得税、相続税等】
- 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)について、生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備(旧モデル比で生産性を年平均1%以上向上させる機械装置等)については即時償却又は7%の税額控除の選択適用ができることとした上で、適用期限を3年延長する。【所得税・法人税】
- 農林漁業用軽油に対する石油石炭税 地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分の還付措置の適用期限を3年延長する。【石油石炭税】

なお、森林吸収源対策の財源確保に係る税制措置については、与党の税制改正大綱において、「検討事項」として次のように整理されました。

わが国は、本年11月に開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)において、2020年の温室効果ガス削減目標を、2005年比で38%減とすることを表明した。この目標を確実に達成するためには、排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から、多様な政策への取組みを推進していかなければならない。

こうした中、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置を講じているが、この税収はエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策の実施のための財源として活用することとなっている。

一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、造林・間伐などの森林整備を推進することが必要であるが、安定的な財源が確保されていない。このため、税制抜本改革法第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。

## 独立行政法人 改革等に関する 基本的な方針

平成25年12月24日、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定されました。林野庁関係部分の内容をご紹介します。

「森林総合研究所、森林保険特別会計」

○ 森林保険特別会計を平成26年度末までに廃止し、森林保険業務は独立行政法人森林総合研究所に移管する。その際、異常災害等のリスクに備えるため、政府による債務保証を行う。

○ 研究開発型の法人とする。  
○ 水源林造成事業については、受け皿法人の検討について、現中期目標期間終了時まで議論を得る。

「農林漁業信用基金」

○ 中期目標管理型の法人とする。  
○ 民間等の出資者等から成る運営委員会(仮称)を設置し、重要事項の審議を行わせる。  
○ 金融庁検査を導入する。